

報告第32号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日

つくば市長 五十嵐立青



- (1) 相手方はつくば市に対し、本件に関する損害賠償金を請求しない。
- (2) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。